７．保全のための法施策

７－１．法施策

１）都市計画公園区域の設定

基本計画では、基本構想で設定した法施策方針に基づき、都市計画公園（風致公園）として都市計画（変更）決定を行う区域について、次のような基本方針の基に設定した。

基本構想で設定した台峯緑地に展開する施策方針

ア．現鎌倉中央公園及び隣接した北部の緑地並びに東部の北鎌倉側に位置する丘陵の稜線までの緑地を、人間が自然とふれあうことができ、かつ、その豊かな自然環境の保全を行うことを目的とする、都市計画公園（風致公園）として、都市計画に位置づける。

イ．台峯緑地東部の北鎌倉側に位置する丘陵の稜線から東側の緑地を、歴史的風土と一体をなすことから、都市緑地法に基づき、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区である保全配慮地区とする。

なお、この部分について都市計画法に基づく他の保全施策を位置づける場合は、都市計画の総合性、一体性の観点から調整し位置づけることになる。

（１）「基本的区域設定方針」

① 地形地物を基に区分する。
② 本緑地の歴史的風土と一体をなす保全配慮地区との境界は、原則として集水域の境界である丘陵の尾根で区分する。
③ 現に利用されている施設等は除外する。
④ 区域内の権利者の意向を踏まえ設定する。

（２）「現地の特性を考慮した区域設定方針」

① 自然環境調査で確認された貴重種の営巣地などを含む山林は、生息環境などを考慮し一山一体として公園区域とし、地物（現況道路など）で区分する。
② 住宅の敷地及び敷地と一体となった斜面地（庭等）と判断される箇所は、区域から除外する。
③ 外辺部に存在する墓地は、区域から除外する。
④ 営農意欲のある農地は、区域から除外する。
（区域内の樹林地に介在する農地は除く。）

以上の基本方針をふまえ、基本計画（案）公開後、区域を変更した。なお、基本計画（案）の段階から拡大・除外した区域は、図７－1のとおりである。

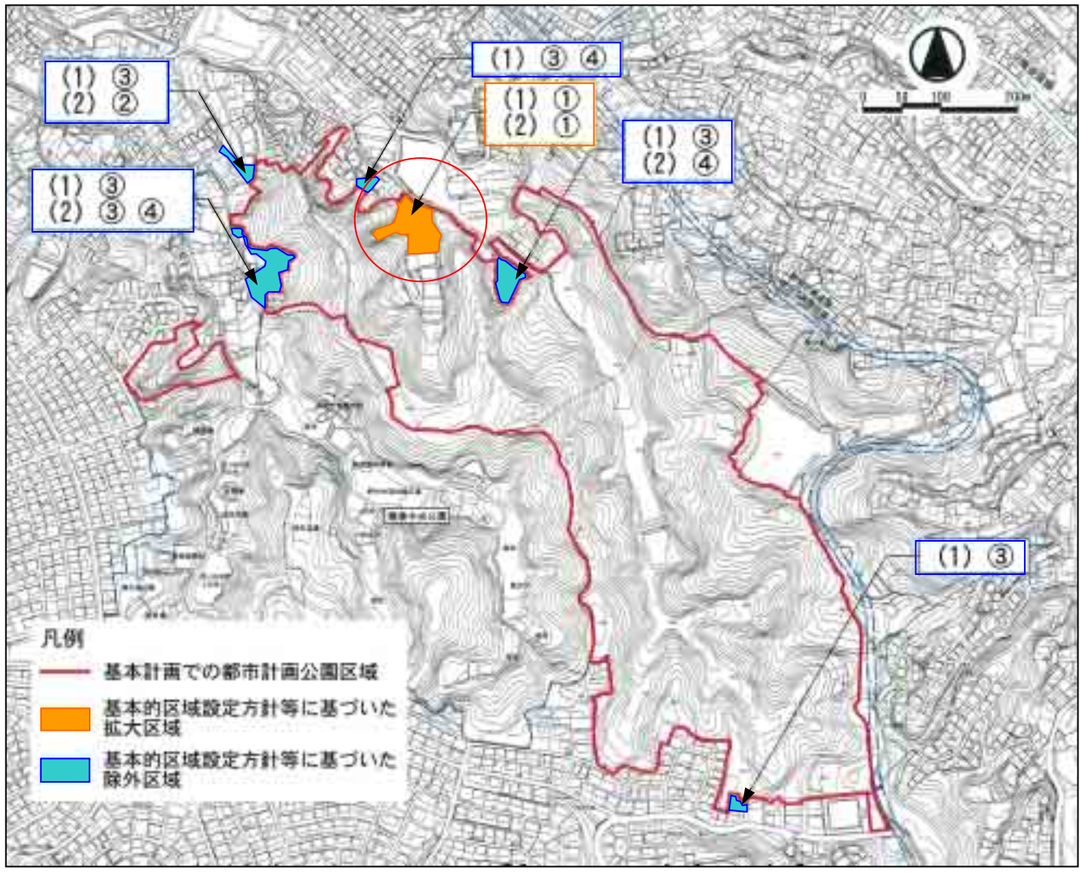

図 7－1　区域変更図

注）図中の番号は、左記の（1）「基本的区域設定方針」、（2）「現地の特性を考慮した区域設定方針」に対応する。

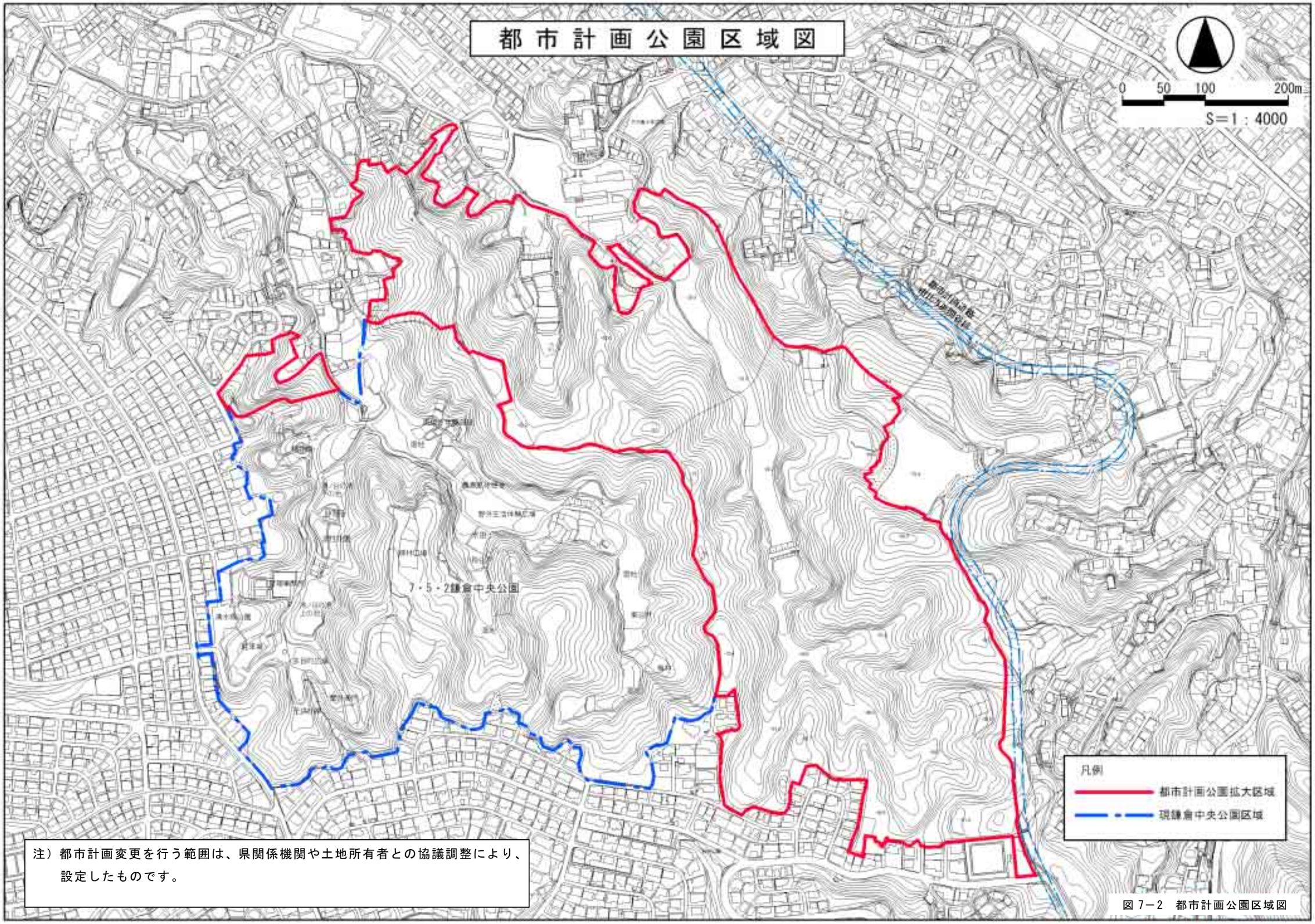

注）都市計画変更を行う範囲は、県関係機関や土地所有者との協議調整により、設定したものです。

図 7－2　都市計画公園区域図

７－２．事業費

１）用地費

都市計画公園

表７－１　用地費（都市計画公園）

項目		金額	備考
用地取得費	先行取得分 （鎌倉市土地開発公社）	24.8 億円	取得対象地　約 11ha
	後年度取得分	34.1 億円	取得対象地　約 15.1ha
合計		58.9 億円	取得対象地合計 約 26.1ha

注：１　用地取得費の先行取得分は、鎌倉市土地開発公社が先行取得した金額である。
　　２　用地取得費の後年度取得分は、平成 17 年 10 月に鎌倉市土地開発公社が先行取得した時点の単価にその面積を乗じて算出した想定事業費であり、実際の買収金額は、法令等に基づく手続きを経て決定される。
　　３　国庫補助率１／３
　　４　面積は公簿面積である。

保全配慮地区

表７－２　用地費（保全配慮地区）

項目	金額	備考
用地取得費	17.8 億円	取得対象地　約 7.9ha
合計	17.8 億円	

注：１　用地取得費は、平成 17 年 10 月に鎌倉市土地開発公社が先行取得した時点の単価にその面積を乗じて算出した想定事業費であり、実際の買収金額は、法令等に基づく手続きを経て決定される。
　　２　面積は公簿面積である。

２）整備費

表７－３　整備費

項目	金額（千円）	備考
ⅰ）基盤整備費	6,000	湿地部分改修（0.7ha）、広場整備（0.25ha）
ⅱ）園路整備費	10,910	約 5.0 ㎞
ⅲ）施設整備費	48,500	主入口整備（管理施設、等）、休憩施設　等
ⅳ）水環境整備費	3,800	水路改修等
ⅴ）樹林地初期整備費	8,800	伐採・萌芽更新、間伐、下刈り、草刈　等
直接工事費計	78,010	
諸経費	42,890	約 55%
合　計	120,900	

注：１　この整備費は、今後、基本設計時に詳細な検討を行う必要のあるため池改修は含まない。
　　２　国庫補助率１／２

３）維持管理費

表７－４　維持管理費（年間）

項目	金額（千円）	備考
ⅰ）樹林管理 - A （手入れをしながら面的に活用するエリア）	7,900	0.4ha 下草刈り、ツル切り、枝払い、間伐　等
ⅱ）樹林管理 - B （手入れをしながら線的に活用するエリア）	65	0.6ha 園路沿い等の下草刈り、ツル切り、枝払い　等
ⅲ）樹林管理 - C （最小限の手入れに留め遷移を誘導するエリア）	320	0.5ha 必要に応じてツル切り　草刈等
ⅳ）湿地管理	340	0.3ha 水路管理、草刈り　等
直接工事費計	8,625	
諸経費	1,725	約 20%
合　計	10,350	

注：１　本計画で推定した規模に基本構想の基準単価を基にして算定した。
　　２　モニタリング調査を行いながら段階的に樹林等の管理を行うことを前提としているため、基本計画における維持管理費の算定は年間単位とした。